省　令

○国土交通省令第十一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二十九条の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月四日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（合格証書の交付及び合格者の公告） **第八条**　国土交通大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付するほか、その受験番号を公告するものとする。 （情報通信の技術を利用する方法） **第八十四条の二**　法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ　マンション管理業者等（マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（令第十五条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の五第一項において同じ。）若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び第八十四条の四において同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法 ロ・ハ　（略） 二　（略） 2　（略）	（合格証書の公告） **第八条**　国土交通大臣は、試験に合格した者には、合格証書を交付するほか、その氏名を官報で公告するものとする。 （情報通信の技術を利用する方法） **第八十四条の二**　法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ　マンション管理業者等（マンション管理業者又は法第七十二条第六項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（令第十五条第一項に規定する相手方をいう。以下この条及び第八十四条の五において同じ。）若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法 ロ・ハ　（略） 二　（略） 2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第八条（同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年度以後において行われるマンション管理士試験及び管理業務主任者試験から適用するものとし、令和三年度以前において行われたマンション管理士試験及び管理業務主任者試験については、なお従前の例による。